

17年度の主な新規事業

水と緑を守り育てていくまち

(仮称)南沢森の広場の整備...緑化重点地区の樹林地1,639㎡を借り上げ散策路を整備して開放します

子どもがのびのび心豊かに育つまち

ひばり保育園および(仮称)ひばりが丘児童館施設購入...ひばりが丘団地建て替え工事に伴い独立行政法人都市再生機構から購入し、18年4月開設を目指します

高齢者がいきいき幸せに暮らせるまち

(仮称)中央町地区センター建設工事...老人保健センターに、コミュニティ機能を加えた飲食も可能な施設として、18年春の開設を目指します

豊かな出会いでにぎわうまち

柳久保小麦ブランド化支援...柳久保小麦が流通システムの軌道に乗るまで農業連絡協議会を通じて補助を行い、東久留米市のオリジナル・ブランドの商品化を目指します

快適な都市環境が整ったまち

安心・安全まちづくり条例...条例案を提出し条例制定とともに犯罪防止のため、地域社会における市民の自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備など具体的な活動を推進します

事務事業の見直し

昨年11月に市民の皆様明らかにした334項目の改革・改善事務事業について、17年度コスト削減を行う事業は305事業となりました。この結果、歳入一般財源の対前年度削減額7億2,981万円のうちおよそ72%強に当たる5億3,102万円余の一般財源額の削減を行うことができました

自転車等駐車場の随時分

利用登録を受け付け

市営自転車等駐車場では、4月1日からの利用登録分、また、空きのある駐車場があります。通勤・通学等で常時利用をする方で、利用登録を希望する方は、この機会をご利用ください。

随時分て申し込みできる駐車場は、次の駐車場のみにとなります。いずれの駐車場も駐車台数に限りがありますので、ご利用願ください。

利用登録対象駐車場の空き状況

Table with columns: 駅東口側駐車場, 自転車, 原付, 駅西口側駐車場, 自転車, 原付. Rows: 東第2, 東第8, 西第4, 西第6, 西第7.

放置禁止区域と市営自転車等駐車場



第1回市議会定例会を開会中

17年度第1回市議会定例会が3月2日(水)~28日(月)の27日間の日程で開会中です。

今回の議会に上程された主な市長提出議案は次の通りです。

- 東久留米市安全・安心まちづくり条例
東久留米市個人情報保護条例
東久留米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
東久留米市税条例の一部を改正する条例(2議案)
東久留米市中小企業勤労者福利厚生資金融資条例を廃止する条例
東久留米市難病者福祉手当条例の一部を改正する条例
東久留米市立さいわい福祉センター条例の一部を改正する条例
東久留米市福祉会館条例の一部を改正する条例
東久留米市立児童館条例の一部を改正する条例
東久留米市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
東久留米市児童保育運営費徴収条例の一部を改正する条例
東久留米市スポーツセンター条例の一部を改正する条例
東久留米市都市公園条例の一部を改正する条例
17年度東久留米市一般会計予算、国民健康保険・老人保健・介護保険・下水道事業・受託水道事業特別会計予算、など29議案
詳しくは議会事務局 ☎70・7789へ。

役所2階201会議室で、18日(金)以降の午前9時~午後4時が同会議室で、
駅前側(3月18日)金
午前9時~11時が市民プラザホール、午後1時~4時が市役所2階201会議室で、22日(火)以降の午前9時~午後4時が同会議室で、
平日の正午~午後1時と土曜・日曜日、祝日は除く

【登録申請書・要項の配布】
地域政策課(市役所5階)と上の原・滝山・ひばりが丘の各出張所および東第9・西第7自転車等駐車場で配布中
詳しくは同課都市交通係 ☎70・7764へ。
【登録申請書・要項の配布】
9月30日(金) 勤務日
月曜日~金曜日の週3日、4日間 勤務地 第1小学校
雇用期間 4月5日(火)
臨時交通擁護員
勤務時間 1日4時間 午前7時半~8時半 午後1時~4時 時給 1030円
930円(交通費別途支給)
応募方法 3月22日(火)までに、市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、教育委員会総務課(市役所6階)へ本人が持参を
詳しくは同課庶務係 ☎70・7775へ。

募集



ガイド

道路・水路旧法定外公共物(管理者)が変わりま
4月1日から、道路法・河川法等の公物管理に関する法律の適用や準用を受けない道路や水路について、その機能の有無により境界確定や売り払い等の手続きが変わります。
公園や現況等では財産管理者が明確でないため、管理課(市役所5階)で確認してください。
道路・水路としての機能を失っているもの(財務省(財務局・財務事務所・出張所)の管理となります。境界確定や売り払い(用途廃止)手続きが不要となります)は財務局で行います。
道路・水路としての機能を有しているもの(市町村の管理となります。境界確定や売り払いは市町村で行います)
詳しくは関東財務局東京財務事務所立川出張所管財課 ☎042・524・2195へ。
東京都多摩老人医療センターの運営を移管
都では、地域医療の充実を図るため、4月1日に東京都多摩老人医療センターの運営を財団法人東京都保健医療公社に移管します。
移管後は、診療対象をこれまでの高齢者専門から、小児を含むすべての年齢層に広げ、名称も「多摩北部医療センター」とします。
同センターは、地域の医療機関等との連携を一層強め、地域の皆さんのための病院として運営していきます。
詳しくは都福祉保健局施設経営課 ☎03・53320・4586へ。